

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊守山駐屯地
第408会計隊長 和田 善晃

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4QH41KK00420	4RQM1A00011 0001		
品名 または 件名			
煤煙測定検査役務			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
守山駐業		守山駐業	
搬入場所		納期または工期	
守山駐屯地構内		令和7年3月31日(月)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 :

入札日時場所 : 令和6年4月25日(木) 9時50分 第408会計隊入札室

5 保証金

入札保証金:免除 契約保証金:免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式:総品目総額 契約方式:一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争入札に付する事項

(1) 件名:	品名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	備考
	煤煙測定検査役務	仕様書のとおり			7.3.31	守山駐屯地	仕様書担当 望月(4318)

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」においてA,B,C,D級の競争参加資格を有する者。
※令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中であることを確認できるものを提出(FAX可)
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

4 競争入札執行の日時及び場所

令和6年4月25日(木)09時50分 第408会計隊入札室

5 入札手続

入札に参加を希望する者は、令和6年4月22日(月)17時までに会社名・連絡先・担当・入札参加を通知し、
入札手続を完了すること。この際、資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX送信可)

6 落札者の決定方法(消費税相当額含まない)【総品目総額】

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で
最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、
入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約書については、契約金額が50万円以上については契約書を作成する

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話及びFAXによる入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札の場合は、電話にて事前に連絡するとともに便着の確認を契約班に必ず実施すること。

また、件名を記載した封筒に入札書を入れて封印し、期日までに第408会計隊契約班に便着させること。
入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施し、再度入札となつた場合は別途連絡する。

- (2) 到着期日 令和6年4月24日(水)17時00分まで

(3) 手段 書留郵便・使送等の手段を用い、確実に期日までに到着するよう留意すること。

(4) 送付先

〒463-0067 名古屋市守山区守山3-12-1

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班 担当:氣仙(きせん)

052-791-2191 内線(4347) FAX 052-791-2379 (直通)

本公告は、陸上自衛隊守山駐屯地 会計隊

中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

入札書

担当：氣仙

調達要求番号	4RQM1A00011	契約実施計画番号	4QH41KK00420
--------	-------------	----------	--------------

金額￥ (税抜)

※送料等諸雑費を含めた金額で見積をお願いします。

品名	規格	単位	数量	単価	金額
煤煙測定検査役務	仕様書のとおり	ST	1		
履行場所	陸上自衛隊守山駐屯地	履行期限	令和7年3月31日		
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6年 4月 25日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地

第408会計隊長 和田 善晃 殿

所名
会社
代表者 氏名
代表者電話番号
担当者 氏名
担当者電話番号

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市価調査表

担当：氣仙

調達要求番号	4RQM1A00011	契約実施計画番号	4QH41KK00420
--------	-------------	----------	--------------

金額￥ (税抜) 市価調査提出期限
※送料等諸雑費を含めた金額で見積をお願いします。 令和6年4月22日
FAX等で提出をお願いします。

品名	規格	単位	数量	単価	金額
煤煙測定検査役務	仕様書のとおり	ST	1		
履行場所	陸上自衛隊守山駐屯地	履行期限	令和7年3月31日		
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地

第408会計隊長 和田 善晃 殿

住 所
会 社
代表者 氏 名
代表者電話番号
担当者 氏 名
担当者電話番号

煤 煙 測 定 檢 查 役 務

仕様書

陸上自衛隊守山駐屯地業務隊

役務關係者以外不許複製禁止

役務件名	煤煙測定検査役務			図面番号	1/4
図面名称	表 紙			縮 尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	ボイラー	
					

特記仕様書

- 1 役務件名 煤煙測定検査役務
- 2 役務場所 愛知県名古屋市守山区守山3-12-1 陸上自衛隊守山駐屯地内
- 3 工期 契約締結日から令和7年3月31日まで(細部実施日は、官側の指示に従うこと。)
- 4 役務概要 煤煙発生施設における煤煙測定検査 一式

5 一般事項

項目	内容
(1) 総則	<ul style="list-style-type: none"> 本役務は、特記仕様書及び図面によるほか、「大気汚染防止法」や「同法施行令」、「同法施行細則」等関係規則や、監督職員指示や計量法等に基づくものとし、特記記載なき事項と言えども、当該業務として技術的に当然作業すべきものは請負業者の責において、良心的に適正かつ確實に実施するものとする。
(2) 目的	<ul style="list-style-type: none"> 本仕様書等は、陸上自衛隊守山駐屯地の炉筒煙缶式ボイラにおける、煤煙測定検査に関する業務内容を定め、当該業務を合理的かつ効率的に実施することを目的とする。
(3) 軽微な変更等における協議	<ul style="list-style-type: none"> 本役務において、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合や設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、確実に監督職員と協議し必要な処置等を請負業者において講ずること。 なお、軽微な設計変更等において、数量の幾分増による請負金額及び契約工期の変更是原則行わない。
(4) 役務提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 本役務実施に際し、官側が求める役務提出書類(着手届、現場代理人等設定通知、工程表等々)を速やかに作成し、定められた提出期限までに必要部数を添えて官側に提出すること。
(5) 役務管理	<p>ア 請負業者は、契約締結後、速やかに当該役務從事者の中から現場代理人等を選任すること。</p> <p>イ 現場代理人等の職務は、仕様書、その他関係図書や法令等により役務の目的、内容等を十分理解して役務を実施すると共に、監督職員との連絡及び綿密な調整を行うものとする。</p> <p>ウ 設計図書等に基づき役務内容を完了させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の役務管理を行うこと。また、役務に携わる下請負人に、役務関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底すること。</p> <p>エ 本役務の作業に必要な消耗部品又は材料、油脂、工具等は請負業者の負担とする。</p> <p>オ 請負業者は、当該役務の作業等に該当する関係法令等を遵守し、作業の円滑な推進を図ること。</p>
(6) 危険物などの取り扱い等	<ul style="list-style-type: none"> 作業等に際し、不必要に危険物や火気等使用しないこと。使用する場合は、事前に監督職員に報告し承諾を得ることとし、関係法令等に基づき請負業者に責において管理、使用すること。
(7) 養生・後片付け	<ul style="list-style-type: none"> 本役務においては、役務対象外の建物や工作物、業務完了の設備等については汚損や損傷等を与えないよう適切に養生等を講ずること。また業務完了後、後片付けや清掃等も適正に実施すること。 万が一、損傷や汚損等が発生した場合は、請負業者の責任において現状回復や官側が求める補償等負うものとする。
(8) 施設等の立入	<ul style="list-style-type: none"> 本役務においては、役務対象外の施設や室等への立ち入りを禁止する。また、役務対象施設や室において、日程等の調整や官側の立会が必要な場所は、事前に調整し官側の指示に従うこと。 また、立ち入り禁止施設等での写真撮影も禁止するものとする。

5 一般事項

項目	内容
(9) 安全管理等	<p>ア 本役務の実施に当たっては、常に整理整頓等を行い、危険な場所や業務を行う場所には、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。</p> <p>イ 本役務において、事故等発生した場合には必要な処置を速やかに講ずるとともに、監督職員等に報告、指示を受けること。また必要により図示等による説明を行うものとする。</p>
(10) 作業時間等	<ul style="list-style-type: none"> 本役務の作業時間は08:15から17:00までの間とし、土曜、日曜、祝祭日等は原則、作業不能日と見込んでいる。ただし、作業の進捗等により作業不能日における作業の実施等必要な場合は、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。
(11) 光熱等	<ul style="list-style-type: none"> 本役務に必要な電気、水道、ガス等は、原則、請負業者において準備すること。また官側の電気や水道等の使用の申し出がある場合は、監督職員の承諾を受け、事前に必要な書類を提出及び仮設メーター設置等必要な処置を講じて使用するものとする。なお、その際の使用に係る使用料については、官側の算定要領に基づき請求された金額を、会計当局から示された期日までに支払いすること。
(12) 役務写真	<ul style="list-style-type: none"> 本役務は作業前、作業中、作業後、隠蔽となる部分、その他監督職員が指示を受けた事項について、漏れなく撮影し、工事写真帳(カラーサービスL版)に整頓整理の上、官側へ提出すること。

6 特記事項

項目	内容
(1) 役務從事資格等	<p>ア 本役務の作業從事者等は、煤煙測定検査の内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとし、作業從事者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行い、且つ資格証等を官側に提出するものとする。</p> <p>イ 官側は、作業從事者等の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は速やかに業務に支障を来たさないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 本役務における測定検査に係る事業者は、計量法に係る都道府県知事の許可を受けた事業者とし、測定検査前に官側に計量証明事業証明証を2部提出すること。</p>
(2) 役務内容	<p>ア 本役務において、ボイラ等煤煙発生施設の煤煙測定検査を実施するものとし、「大気汚染防止法等関係規則や計量法に基づき実施するものとする。なお、本設計図書や関係規則等に記載なき事項や疑義が生じた場合は、監督職員等と協議し、監督職員の指示に従うこと。</p> <p>イ 当該役務において、請負業者が実施する性能検査に当然必要な資材や工具等は請負業者において負担、準備すること。</p>

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	煤煙測定検査役務	図面番号	2/4
図面名称	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊			

6 特記事項

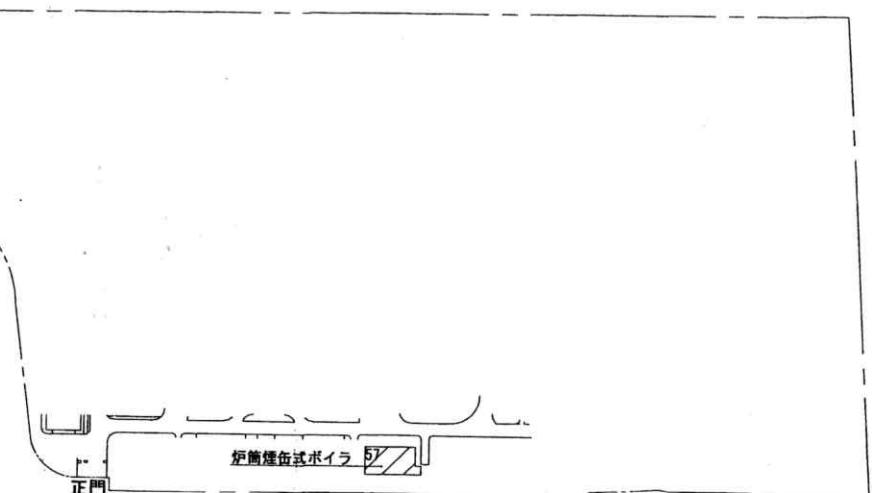
項目	内 容
	<p>ウ 当役務において、煤煙測定検査を実施する煤煙発生施設の概要是次のとおりとする。</p> <p>【陸上自衛隊守山駐屯地】</p> <p>57号建物 炉筒煙缶式ボイラ（タクマRE-60FII） 2缶</p> <p>エ 本役務の煤煙測定検査内容は次のとおりとする。</p> <p>　a 硫黄酸化物に係る煤煙濃度測定検査 JIS K0103による測定 一式</p> <p>　b 煤塵に係る煤煙濃度測定検査 JIS Z8803による測定 一式</p> <p>　c 窒素酸化物に係る煤煙濃度測定検査 JIS K0104による測定 一式</p> <p>　なお、各測定結果については平均値及び最大値を報告すること。</p> <p>オ 本役務における煤煙測定検査の結果内容は、「計量証明書」や「煤煙発生施設の概要」、各種測定分析詳細記録、各写真等を請負業者の責において2部報告書として作成し監督職員に速やかに提出すること。</p> <p>　なお、提出期限が定められた場合は、請負業者は官側の指示に従うものとする。</p> <p>カ 煤煙測定検査の実施回数及び実施期日は次のとおりとする。なお、細部実施日については、官側の指示した日に実施すること。</p> <p>　●年2回実施（1回目 7月上旬（基準）、2回目 1月上旬（基準））</p> <p>　※ 結果の報告は、実施日から1ヶ月以内（ただし、監督職員から別途提出期限が定められた場合は、監督職員の指示に従うこと。）</p>
(3) 提出書類	<p>ア 着手届</p> <p>イ 現場代理人指名変更通知書・略歴書</p> <p>ウ 工程表（年間・月ごと）</p> <p>エ 役務日誌</p> <p>オ 完了届</p> <p>カ 報告書</p> <p>キ その他指示された書類</p>
(4) 役務完了検査	<p>・ 当該役務完了検査は、官側が求める提出書類のほか、煤煙測定検査結果報告書等を官側に提出、不備等がないことが確認された後、官側の役務検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。万が一、検査等で不備等指摘された場合は速やかに請負業者の責において是正し、再度検査を受検すること。</p>

役務関係者以外不許複製禁止

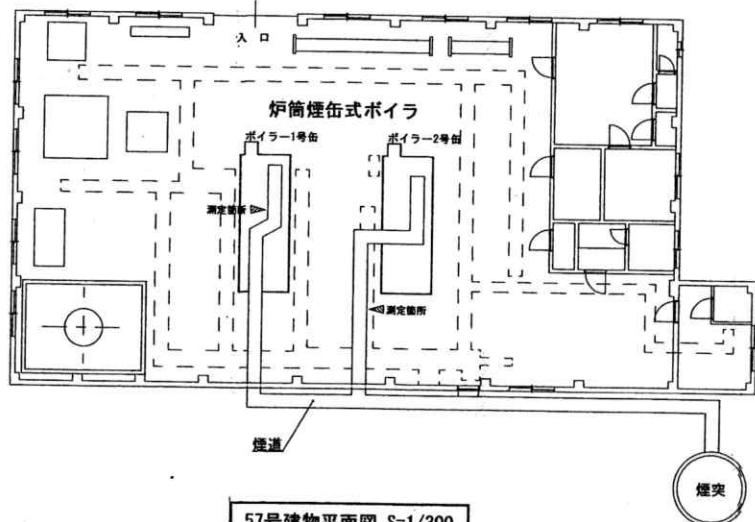
役務件名	煤煙測定検査役務	図面番号	3/4
図面名称	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊			



案内図 S=No Scale



配置図 S=No Scale



57号建物平面図 S=1/300

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	煤 煙 測 定 檢 査 役 務	図面番号	4/4
図面名称	案 内 図・配 置 図・平 面 図	縮 尺	S-N/S
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊			